

岡山県特定調達契約苦情検討委員会傍聴要領

岡山県特定調達契約苦情検討委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 委員会の傍聴を希望する方は、委員会の受付時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 委員会の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、委員会を傍聴するにあたっては、事務局員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が委員会の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 委員会を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、委員会を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 委員会開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音、携帯電話の使用等を行わないこと。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、委員会の支障となる行為をしないこと。